

## 平成14年度に整備を完了した事業の事後評価概要

### 1. 本年度の事後評価対象事業

事後評価を実施する対象事業は、「航路標識が運用を開始した時点から5年の期間が経過した事業」とされており、今年度は平成14年度に整備が完了している次の26事業が対象となる。

- (1) 海上交通情報機構 . . . . . 1 事業
- (2) 光波標識
  - 1) 障害標識 . . . . . 3 事業 ( 3 標識)
  - 2) 港湾標識 . . . . . 22 事業 ( 25 標識)

### 2. 事業の評価手法

評価は、航路標識整備事業の費用対効果分析マニュアルに基づき、費用便益分析等の手法により行った。

### 3. 費用便益分析

事後評価手法により実施した26事業の費用便益分析結果は、対応方針(案)等一覧のとおりである。